



再審査申立書

2014 (平成26) 年6月16日

中央労働委員会

会長 諏訪康雄 殿

再審査申立人 東京都豊島区南大塚二丁目33番10号

東京公務公共一般労働組合

中央執行委員長 中嶋 祥子



再審査被申立人 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

知事 舩添 要一

上記当事者間の都労委平成23年不第108号事件，同24年不第77号事件について，東京都労働委員会が平成26年6月2日に交付した命令に不服であるから，労働組合法第27条の15の第1項，第2項，労働委員会規則第51条第1項，第2項に基づき，再審査の申立をする。

第1 初審命令の主文

本件申立てを棄却する。

第2 不服の要点

初審命令を取り消して，以下の不当労働行為救済命令を発令することを求める。

- 1 再審査被申立人東京都（総務局）は、再審査申立人が非専務的専門的非常勤職員及び臨時的非常勤職員に関し、正規職員の賃金引き下げに連動して一方的に賃下げを指示する通達を発し、かつ実施しないことを求めて申し入れた団体交渉を拒否してはならない。
- 2 再審査被申立人東京都（総務局）は、すべての非常勤職員に勤続・経験を加算した給与並びに正規職員と均衡した一時金及び退職手当（慰労金）を設置し、実施すること並びにそのために、条例に必要な手当をし、かつ、各要綱に明記することを求めて申し入れた団体交渉を拒否してはならない。
- 3 再審査被申立人東京都（総務局）は、再審査申立人及び組合員に対して、事前に必要な資料を提供し、誠実な交渉を経ることなしに、雇用・労働条件等の不利益変更を実施してはならない。また、組合員の雇用・労働条件に係わる問題について、再審査申立人との協議・交渉・情報提供等で、他の労働組合といかなる差別的な取り扱いも行ってはならない。
- 4 再審査被申立人東京都（総務局）は、東京都庁第一本庁舎の一階玄関及び北口玄関、並びに同第二本庁舎正面玄関に入り口付近の見えやすい場所に、縦2メートル、横2メートルの白紙上に黒字をもって、下記の文言を記載して、2週間掲示しなければならない。

〇〇〇〇年〇月〇日

東京公務公共一般労働組合

中央執行委員長 中嶋祥子 様

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都知事 舛添要一

東京都（総務局）は、中央労働委員会において、団体交渉拒否等の不当労働行為をなしたことに対する貴組合への救済命令を受けました。

今後は、憲法・労働組合法に保障された貴組合の団結権・団体交渉権

を尊重し、雇用・労働条件等の変更に関しては事前に貴組合に必要な資料を提供し、交渉を申し入れ、誠実に交渉をすることを誓約します。

第3 不服の理由

初審命令には、

- ① 組合が求めている義務的団交事項の主要な内容が、東京都ではこれまで全く存在してこなかった一時金制度や退職金制度の創設等各部局では到底判断できないテーマや、専務的非常勤職員に関して総務局長が決定する「自動的賃下げシステム」の要綱の改定、毎年春に総務局が指示する賃下げ等「総務局自身が関与する全庁的なシステム」が含まれている事実を看過した点
- ② 組合が個々の各部局で協議すべき事項に関しては従来から団体交渉を行ってきたが、前記全庁的テーマに限り総務局の出席を求めており、各部局が全庁的テーマであることを理由に団体交渉に応じていない事実を看過した点
- ③ これまで総務局以外の局との交渉が、「実質的には権限がない」及び「実質的な団交が期待できない」という実態であった事実を無視し、事実に反した判断をした点

等の誤りがあり、到底承服できないので、再審査を申し立てる次第である。

なお、不服の理由の詳細は追って主張する。

以上

添付資料

初審命令書 1通